

省エネ住宅へのリフォームを支援します！

対象者

国が実施する「省エネリフォームに対する補助事業」(裏面参照)を利用し、自らが常時居住する既存の戸建住宅をリフォームした岩国市民

交付条件

1. リフォームを行う住宅の所有者かつ居住者である
2. 市内の事業者により施工したリフォームである
3. 国から額の確定通知を受けている
4. 市税を滞納していない



対象事業は裏面をご覧ください

申請期間

令和8年 **5月11日**～令和9年 **2月10日**

ただし、予算額に達した場合、受付を終了します

※国補助金の額の確定通知日の対象期間
▶令和8年4月1日～令和9年1月31日

補助金の申請から交付までの流れ

1. 国補助金事業に申請し、額の確定通知を受けます
2. 事務局へ申請書類を提出します
3. 事務局にて提出した書類を審査します
4. 市から交付決定通知書が発送されます
5. 補助金が指定口座に振り込まれます

申請時必要書類

- ・岩国市省エネリフォーム促進補助金交付申請書兼請求書
※申請書は、岩国市ホームページからダウンロードしていただくか、申請書の提出窓口及び各出張所にあります。
- ・国の補助金額の確定通知書の写し
(国の手続が完了したことが分かるもの)
- ・工事請負契約書の写し
(工事内容・金額の内訳が分かるもの)
- ・振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し

お問合せ先

岩国市省エネ対策促進事業コールセンター

TEL：4月20日まで **0827-29-5102** (8:30～17:15 土日除く)

4月20日から **0827-29-5102** (8:30～20:00 土日祝日含む)

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/22/114549.html>

▶▶▶▶▶



対象事業・補助額

国の補助制度についての詳細は、それぞれのホームページ等でご確認ください

※国補助金の執行状況によっては、受付が終了している場合もあります

1. 住宅省エネ 2026 キャンペーン

補助の対象となる国の補助制度		市の補助額(※)
みらいエコ住宅 2026 事業 HP▶  (注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入については、 市の補助事業の対象外です)	【上限額】100万円/戸	1世帯当たり 国の補助額の1/2 上限50万円
先進的窓リノベ 2026 事業 HP▶ 	【上限額】100万円/戸	
給湯省エネ 2026 事業 HP▶  (新築注文住宅・新築分譲住宅に設置する場合、 また、リース利用タイプについては、市の補助 事業の対象外です)	ヒートポンプ給湯機 10万円/台 ハイブリッド給湯機 12万円/台 家庭用燃料電池 17万円/台	

2. 既存住宅の断熱リフォーム支援事業



補助の対象となる国の補助制度		市の補助額(※)
高性能建材などを使用した トータル断熱・居間だけ断熱	【補助率】1/3 【上限額】戸建住宅：最大120万円	1世帯当たり 国の補助額の1/2 上限50万円

国が行う複数の補助制度に対してそれぞれ申請はできますが、
岩国市の補助額の上限は 1世帯当たり **50万円** となります

● 申請書提出方法

下記のいずれかの方法で申請してください。

- 電子申請 <https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/22/114549.html> ▶▶▶▶▶
- 窓口持参 岩国市役所本庁 4F 環境政策課、各総合支所市民福祉課及び各支所
- 郵送 〒740-0034 岩国市南岩国町 1-20-30 ゆめタウン南岩国
岩国市省エネ対策促進事業事務局

